

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：平成29年8月25日（平成29年（行情）諮問第343号）

答申日：平成30年8月8日（平成30年度（行情）答申第213号）

事件名：特定会社に対する行政処分に係る事実関係が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2の1に掲げる文書1-1ないし文書1-5及び別紙2の2に掲げる文書2-1ないし文書2-4（以下、「文書1-1」ないし「文書1-5」及び「文書2-1」ないし「文書2-4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月23日付け消取引第193号により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 経緯

処分庁から、「法11条の開示決定等の特例を適用し、2017年6月26日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分は2017年12月25日までに開示決定する予定」と通知された。対象になる行政文書が著しく大量で、通常の事務の遂行に支障が出るおそれがあるという理由だった。

しかしながら、6月26日に開示決定された文書は、わずか2通にすぎず、しかも、開示部分は、すでに公表されている内容にとどまっていた。2か月待って、ゼロ回答に等しい。請求から3か月近くになるが、いまだにほかは何ら開示されていない。

通常の事務の遂行に支障がないよう開示・不開示を決定する点は理解するが、以下の理由から、請求に対する決定がいまだに行われていないのは不作為であり、速やかな開示決定を求める。

イ 請求の目的

消費者庁は個別案件を理由に報道に必要な取材に回答しないため、消費者に適切な情報を提供することができない。報道の目的のために、情報公開請求をしている。

ウ 請求の理由

消費者庁は、特定会社に対し、特定日Aに預託法（「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を指す。以下同じ。）、特商法（「特定商取引に関する法律」を指す。以下同じ。）で○か月の一部業務停止命令、特定日Bには○か月の一部業務停止命令を出した。

2回目の行政処分で、ようやく、消費者に販売しレンタルする名目で預かった特定機器約○個が実在しなかった違反が認定された。預託事業は、レンタルユーザーとレンタルオーナーの収支のバランスが取れて初めて成り立つが、消費者庁は再三の質問にレンタルユーザーの数、レンタルオーナーの数すら、最後まで明らかにしなかった。消費者に最も伝えなければならない内容が報道できていない。

○年間の業務停止命令を受けた特定会社は特定日C付けで、消費者庁の措置命令に反し、消費者庁が認定した違反事実と真逆の内容を記載した文書を、顧客に送付していたことが取材で分かった。

消費者庁は、違反認定で「消費者が購入しレンタルするために預かっている○の特定機器約○個の現物がなかった」としているが、特定会社は「国内○工場、海外○工場で生産し、大量の在庫を保有している」と主張している。消費者庁は、貸借対照表に「本来負債額として書くべき額が、少なくとも約○円あるが、全体の負債額が○円しかない」という虚偽記載の違反も認定し、公認会計士等の会計検査を受けて消費者庁に報告することを求めた。これに対しても、特定会社は「創業以来○年間、決算報告書で問題を指摘されたことはない」などと主張している。新たな貸借対照表も添付されているが、この文書の真偽や財務分析上の問題点についても、消費者庁は一切回答しない。

顧客にはその後、特定会社から特定機器の体験活動で飛躍的に売り上げが上がり、業務停止命令を受けた後も、○月には初の月間売上○円を達成したという文書も送付されている。○月の売上は○円、○月は○円、○月には○円の実績が上がったとしている。

一方で、特定日D付けでは、「適切な監査証拠を提供することができず、公認会計士に監査を受託してもらえなかった」旨の文書も送付されている。しかし、この文書を読んでも、どのような粉飾決算が行われていたかは理解できない。

消費者庁が違反を認定した負債額約○円がどのくらいの大きさで、どのような意味を持つのか。消費者庁は、特定会社の財務状況をど

う分析したのか。新たな被害でレンタルオーナーへの支払いを自転車操業で行う成り立たないビジネスではないのか。破たんのおそれはないのか。最も必要で適切な情報を消費者に提供することができない。読者からの問合せにも、十分に回答することができない。

2度の業務停止命令をかけても、新たな被害が拡大し続けている状況の中で、適切な情報提供が求められている。法では、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示対象から除外されているが、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く」とのただし書がある。

P I O - N E T（「全国消費生活情報ネットワークシステム」を指す。以下同じ。）に登録されている同社への相談件数は、2016年度は○件、2017年度は○件（5月18日登録分）に上っている。相談者の平均契約金額は、2016年度は○円、2017年度は○円と高額だ。最高契約額は○円。取材で○円を超える契約者が○人いることも判明している。

預託や連鎖販売から、業務提供誘引へと名前を変え、依然として同様の契約をさせていることも取材で確認できている。レンタル料が月額活動費に変更されているが、現物は手元にこず、何もしていない顧客に年○パーセントの月額活動費が支払われている。2度の業務停止命令をかけても被害が拡大している。

2度の業務停止命令を受け、さらに同様の契約を続ける事業者の利益が、正当な利益といえるのか。健全なビジネスといえるのか。国民の生活や財産を守るための情報を早急に開示することを求める。高齢者が高額な命金を失った場合は、健康被害に直結することも付記しておく。

また、消費者や相談員、弁護士、特定会社が○月に○で開催した○大会などの取材を通して、悪質な手口で勧誘が行われていることも分かった。「（略）」、「（略）」などと不実告知による勧誘が行われていた。消費者庁はなぜ、不実告知など悪質な勧誘行為の違反を認定しなかったのか。違反の認定の甘さに加え、公表時に悪質性が記者に十分に伝えられていないことで、テレビでは2度目の業務停止命令があったことすら報道されていない。契約者はほとんど高齢者だが、高齢者に最も必要な媒体で報道されず、悪質性が伝えられていない。取材の過程で消費者等が入手した情報と、実際に行われた処分内容に、大きなかい離があると思われる。今後の消費者庁の行政処分が適正に行われるためにも、なぜ、悪質な勧誘行為を違反認定しなかったのか明らかにする必要があると考える。

さらに、1回目の業務停止命令は、特商法の勧誘目的不明示と預託法の概要書面交付義務違反等で業務停止命令が出される過去に例のない異例な内容だった。取材の中で、特定月に消費者庁が行った特定会社の立入検査で、消費者庁取引対策課の元課長補佐が同社顧問として天下っていたことが発覚していたことが判明した。通産大臣秘書や特許庁長官、内閣府国民生活局長を務めた経産省や内閣府の官僚OBが顧問として天下っていたことも明らかになっている。

○年通常国会では、消費庁の天下り問題に関連して、①消費者庁は5か月近くも天下り認定の調査をし、違反を認定しなかったのは、消費者庁自体が天下り要求の事実を隠ぺいしようとしたのではないか、②天下りした元課長補佐が、本来処分すべき案件を指導にとどめたのではないか、③元課長補佐が担当した特定年に立入検査をしない合理的理由がどこにあるのか、④レンタルすべき商品がないことを立入検査後に把握しながら、形式違反のみの1回目の行政処分まで1年3か月もかかったのは、不手際があったのではないか、⑤業務停止命令後も被害が拡大しているのではないかなど、多くの問題が追及されている。

①については、内閣府再就職等監視委員会への情報公開請求の結果、消費者庁が調査した資料のみで違反認定が可能だったことが明らかになった。

②③については、特定日Eの衆議院消費者問題特別委員会で、特定国会議員Aが、消費者庁元課長補佐が行った調査結果や協議記録の提出を要請。特定日Fの衆議院消費者問題特別委員会で、特定国会議員Aは、委員会に資料が開示されたとし、「課長補佐が当時の課長に立入検査をするか、任意の書類提出で済ますか判断を仰いだ議事録、事前調査結果報告書を見せていただいた」と発言している。議事録、事前調査結果報告書があることは、間違いない。長年の取材で、開示を求めた各種報告書や議事録が作成されることは分かっている。

これら、一連の疑問に答えるためにも、速やかな情報開示を求める。

今回開示された事実認定書2通については、消費者の供述内容がさらに開示されれば、勧誘の手口をさらに知ることができる可能性はあるが、最終的に違反を認定したものにとどまっていると思われる。

1回目の事実認定書では、消費者の供述内容の中に「(略)」と勧誘された事実があるが、なぜ、不実告知の違反が認定されなかったのかが知りたい。請求趣旨に沿う文書の開示を求める。

法は、開示請求の対象になる「行政文書」について、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等であって、当該行政機関

の職員が組織的に用いるものである旨を規定している。違反認定の検討過程で作成されたものも当然含まれる。

2回目の事実認定書については、レンタルユーザーとレンタルオーナーの収支や財務状況の詳細が知りたい。証拠関係については、「公にすることにより、その手法が明らかになり、今後の事務の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがあるもの」として開示されていないが、悪質性が伝えられずに被害が拡大し続けている状況下で、その理由による不開示が適正なのか検証を求めたい。

違反行為の概要に記載された法人情報や、事業者情報に記載された売上高、取引形態等、消費者からの苦情・相談の状況に記載された相談件数は、「事業者の権利その他正当な利益を害するおそれがある」として開示されていないが、2度の業務停止命令を受けてもさらに被害を拡大させている事業者の利益を正当な利益といえるのか検証を求めたい。

消費者・生活者の視点に立つ行政へと、パラダイム（価値規範）の転換を図るために創設された消費者庁にふさわしい情報開示を求める。

(2) 意見書（添付資料は省略）

本件諮問事件への一部開示決定処分取消しを求める請求に対する諮問庁の反論部分について、再度、大きく3項目に分けて意見を述べさせていただく。

ア 特定会社のレンタルオーナーへの月々の支払額とレンタル収入額は、預託法を所管する消費者庁が、行政処分時に開示してしかるべき消費者に必要不可欠な情報。預託法の趣旨からしても、処分時に広く国民に伝えるべき内容で、開示できないとする諮問庁の説明には納得がいかない。

（理由）

特定日Gの衆議院消費者問題特別委員会で、特定国会議員Bが、消費者庁天下り問題に関連し、消費者庁の特定会社への対応について厳しく追及している。

その中で、以下を質問している。

「（略）」

「（略）」とも質問している。

審査請求人は翌日、「月々のレンタル収入〇円、オーナーへの支払い額が〇円から〇円という内容が事実なのか」、大臣会見（松本純消費者担当相、当時）で質問した。が、「承知していない」との回答しか得られなかった。

しかし審査請求人は、消費者庁は〇月下旬には、月々のレンタル収

入額，オーナーへの支払い額を把握していたと見ている。これを明らかにすることが，情報公開請求をした主目的だ。当時は公認会計士が在籍し（○年○月に退職），立入検査にも同行していたことが取材で確認できている。把握できていないとすれば，それこそ問題と言える。

預託法は，特定事件A（1981年から相談が寄せられ，1985年に社会問題化）を受け，1986年に制定された。同法の目的は，「この法律は，特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし，並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより，預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図ることを目的とする」とある。

「預託者の利益の保護」が目的で，その本丸は，預託されている商品が存在し，預託しているもの（特定動物や特定機器など）から得られる収入と，預託者への支払いが見合っているかどうかだ。特定会社の特定機器のレンタルオーナー制度では，レンタル商品が実在し，レンタルオーナーへの支払額とレンタル収入が見合っているかが本丸。預託者がもっとも必要とする情報だ。

消費者庁は，特定事件Bを受け，政省令を改正し，付属明細書に預託商品の個数や総額などの記載を義務付けた。しかし，特定動物であれば牧場で頭数を数えれば，それが事実かどうか確認できるが，工業製品では不十分だ。政省令改正が不十分だったとも言える。

特定日H，消費者庁が2度目の行政処分を公表した記者会見でも，各社からこれを問う再三の質問が出されたが，消費者庁取引対策課長は一切答えることがなかった。

過去には，会見の中で，マルチ商法で，実質的に利益を上げている人の割合がいかに少なく，販売していた商品が原価の何十倍で販売されているなどを，具体的な数字を挙げて，悪質性を分かりやすく説明していた。にもかかわらず，なぜ，この案件では，最も消費者が必要な情報を明らかにしないのか。

悪質性が十分伝えられないことで，異例の2度の行政処分が行われたにもかかわらず，2度目の行政処分を報じた記事は少なく，テレビは一切報道しないなど，その後の，被害拡大防止にも大きく影響している。

消費者庁は，迅速で厳正な行政処分を行うと同時に，その内容を公表し，悪質性を国民に分かりやすく周知することも大きな仕事の1つだ。その役割を適正に果たすためにも，レンタルオーナーへの支払額，レンタル料は，処分と同時に，国民に広く周知すべき内容だったと考える。

これらの情報は、預託法の趣旨からすれば、国民に周知すべき必要不可欠な情報であり、情報公開すべきとの判断を、情報公開・個人情報保護審査会で、明確にしていきたい。

これらのレンタルオーナーへの支払額とレンタル料の収支は、2度目の事実違反認定書の中に、書かれてしかるべき内容と思われるが、書かれていないのであれば、書かれている部分の開示を求める。

補足だが、審査請求人の報道や国会追及の後、消費者庁取引対策課では、情報漏えいをおそれ、特商法の法執行に関し、他のチームの資料や過去の資料を一切見ることができなくなっている。他チームとの意見交換も禁止されている。執行担当者が自由に意見を交換する全体会も行われなくなった。

ベテランの多くが異動し、正規職員に2年を超える経験者はいない。執行経験がある人も指示処分1件にすぎない。本年度の執行実績は、9月25日時点でわずか指示処分1社のみ。保身、隠ぺい体質がその後の行政処分実績にも悪影響を及ぼしていると懸念される。担当課長の記者会見の音声データが削除されているとの情報もあるため、音声データも提出しておく。

自由闊達に意見交換ができる風通しのいい職場環境が必要だと考える。

イ 消費者庁は、60日もかけてわずか2通の違反事実認定書しか開示せず、公表されていない内容が記載され、「ゼロ回答」とはいえないと主張している。しかし、事実とは異なる。この開示で、新たに公になる内容は皆無だ。さらに、公表資料に記載されている部分ですら、自らに都合の悪いと思われる部分が黒塗りにされている。「ゼロ回答」どころか「マイナス回答」というのが開示内容の実態である。

(理由)

消費者庁は、消費者からの苦情、相談状況、その他の特定会社に関する一般には、公表されていない情報が開示されていると主張している。

しかし、それは何を指しているのか。再度確認を試みたが、分からない。何もない。

平成〇年〇月 特商法に基づく行政指導

平成〇年〇月 預託法に基づく行政指導

の部分を目指すのであれば、すでに審査請求人は〇号で複数の関係者から裏を取り、報道している。国会でも取り上げられている。消費者庁は公表していないのかもしれないが、国民には公表されている内容だ。

消費者からの苦情、相談状況について、公表されていない情報とは

何か。公表資料と突き合わせてみると

公表資料で「(略)」とされているところが「(略)」。

「(略)」を開示。

「(略)」を新たに開示。

「(略)」と公表資料にある部分が「(略)」と開示。

「(略)」としか公表資料にない部分の後に、「(略)」を開示などというのが実態だ。

これらが、公表されていない情報といえるのか。紙面を割いて読者に新たに伝えるべき内容など何もない。報道をするために開示請求をしている。

さらに問題なのは、

「(略)」の部分は、公表資料に記載されているにもかかわらず、開示された文書には見当たらない。その前後も含め全て、真っ黒とされている。

上記下線部分(略)の表記があるにもかかわらず、なぜ、不実告知を認定しなかったのかと、審査請求人が記事で指摘してきた部分だ。

特定日Aの1回目の処分で、違反を認定したのは、勧誘目的等不実告知のみ(預託法は書面交付・書類の据え置き義務違反)。これで、消費者庁は異例の○か月の業務停止命令を出している。

不実告知が疑われる記載関連部分が全て真っ黒にされているのでは、「マイナス回答」というほかない。

2度目の事実違反認定書でも

「(略)」 「(略)」などの部分は、公表資料には記載があるにもかかわらず、開示文書では関連部分が全て真っ黒になっている。

審査請求人は取材で、不実告知の事実があったことを裏付ける写真や音声を手に入れた。資料として提出しておく。このほか、取材では「(略)」 「(略)」 「(略)」などとうそを言って勧誘されている相談が寄せられていたことも確認できている。

認知症気味、認知機能が低下している1人住まいの高齢者を勧誘しており、適合性原則違反や迷惑勧誘、再勧誘なども、なぜ違反が認定できなかったのかという疑問がある。

預託法ができるきっかけとなった特定事件Aは、2000億円もの被害が出た。しかし、世間から投資した高齢者は「欲ぼけ老人」と、非難された。勧誘者が高齢者に巧みに近づき、高齢者を「お父さん、お母さん」と呼び、掃除や洗濯、炊事などまでして信用させていたが、その実態を知る人はほとんどいない。なぜ、高齢者は特定会社と高額な契約をしてしまうのか。なぜ、信用して契約を重ねてしまうのか。本来は、それが一般の人に理解できるように手口を公表す

べきと考える。

従来の公表資料に比べ、事例の数や公表内容が少なくなっている。消費者庁の公表内容はあまりにお粗末といえる。消費者の方を向いているのか。事業者の方を向いているのか。どっちを向いているのかと問いたい。

執行に関する情報について、同課に勤務していた任期付弁護士、○氏（現消費者庁職員）は、著書「（略）」の中で、「特商法分野における調査・執行」と題し、端緒情報から始まり、審査の手続の詳細を書いている。P I O - N E Tによる職権探知、消費生活センターからの情報提供、都道府県の要請、申し出制度などは紹介済みで、すでに公になっている。それと対比してもなお、非開示とすべき情報か、確認を求めたい。

また、P I O - N E T情報については、報道機関には、処分があった事業者の相談件数、年代別、男女別属性、平均契約金額、最高金額などは提供されることになっている。審査請求人は取材が可能なため必要とはしていないが、非公開にする合理的根拠はないと考える。

ウ 開示された2つの文書が、処分庁で通常60日以内に開示決定することができる分量という消費者庁の主張は、到底納得できるものではない。

（理由）

特定日Fの衆議院消費者問題特別委員会で、特定国会議員Aは、「課長補佐が当時の課長に立入検査をするか、任意の書類提出で済みますか判断を仰いだ議事録、事前調査結果報告書を見せていただいた」と発言している。

課長補佐が天下りをするために、手心を加えたかどうかは、我々国民にも明らかにすべき内容。にもかかわらず、8月18日付けで開示された68の文書の中にも、天下り要求をした問題の課長補佐による事前調査報告書は含まれていなかった。

特定国会議員Aに見せて説明していることからすると、文書が特定できているのは明らか。特定できている文書から、法律の基準に沿って速やかに開示すべきではないのか。にもかかわらず、これがいまだに開示されていない。行政文書かどうか特定するためではなく、これらの文書のうちの部分を開示するのか、自らの都合で開示基準を策定し直したのではないかと疑われても仕方がないほどの不作為がある。

この消費者庁天下り問題で、内閣府再就職等監視委員会にも情報公開請求を行ったが、あまりに対応に差があると感じる。監視委には、

求めている情報を法律の基準に沿ってできるだけ公開しようとする姿勢があった。だが、消費者庁は、まったく逆の方向に動いているように感じる。できるだけ隠ぺいする方向で、開示を遅らせてはいないか。

もしも、保身のために開示基準が策定し直されたとすれば、今後の消費者庁の情報公開に大きな禍根を残すことになる。消費者庁は、行政を国民、消費者の視点に転換するために創設された。どの行政機関より積極的に情報を公開する姿勢が求められている。法に従い、公開すべきものがきちんと開示されているのか、審査をお願いしたい。

補足だが、7月19日に提出した不作為の審査請求が、消費者庁が8月18日に2度目の情報公開を行うまで、情報公開・個人情報保護審査会に提出されることなく、消費者庁で止まっていたことは、一般人には理解しかねる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 理由説明の趣旨

原処分は妥当であるとの答申を求める。

(2) 審査請求に至る経緯

ア 審査請求人は、平成29年4月25日付けで、処分庁に対し、法4条1項の規定により、別紙1に掲げる行政文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

イ 処分庁は、本件請求文書が著しく大量であり、不開示情報の精査その他開示のための事務処理に相当の時間を要し、仮に開示請求のあった日から60日以内に本件請求文書の全てについて開示・不開示の決定を行うとすると、通常の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、法11条の規定により、開示決定等の期限の特例を適用する旨の通知をした（平成29年5月19日付け消取引第156号）。

ウ 処分庁は、法11条及び9条1項の規定により、本件請求文書のうち、別紙2に掲げる行政文書（本件対象文書）について、不開示となる部分を除いて開示する原処分をして、残りの行政文書については平成29年12月25日までに開示決定等をする旨の通知をした（同年6月23日付け消取引第193号）。

エ 審査請求人は、平成29年7月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）3条の規定により、本件開示請求に係る不作為についての審査請求をした。

オ 審査請求人は、平成29年8月2日付けで、上記エの審査請求を補

正し、行政不服審査法2条の規定により、原処分 of 取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）の趣旨を追加した。

カ 処分庁は、平成29年8月14日付けで、本件請求文書のうち、本件対象文書を除く68件の行政文書を対象とする追加の開示決定をした（同日付け消取引第272号）。

(3) 審査請求人の主張

ア 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次に掲げる論旨から、原処分の違法又は不当を主張するものと解される。

（以下、上記第2の2（1）と同旨のため、省略）。

(4) 原処分の妥当性

ア 法5条各号に規定する不開示情報の該当性について

原処分は、本件対象文書について、法5条各号に規定する不開示情報が記録されていることを理由として、当該不開示情報を除く部分を開示したものである。

本件対象文書は、複数の文書群で構成されるが、処分庁が特定会社に対して行った特定日A付け及び特定日B付け行政処分に関する一連の行政文書であり、不開示部分の内容はいずれも共通する。そこで、以下、共通する不開示部分ごとに不開示情報の該当性について論ずる。

(ア) 担当職員名（法5条1号前段該当）

文書1-1の1頁（通し頁番号。以下同じ。）冒頭及び文書2-1の1頁冒頭には、本件対象文書に係る行政処分の執行に関与した職員名が記載されている。

そして、当該職員は執行の過程で多数の利害関係人と接触するため、その氏名が公になれば、上記行政処分に不満を持つ関係者からの嫌がらせを受けるおそれがあるほか、将来にわたり同種の行政処分の執行を担当するに際しても、不当な圧迫又は干渉等を受け、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そうすると、国家公務員の氏名を原則として開示することとした平成17年8月3日の情報公開に関する連絡会議申合せ（以下「申合せ」という。）を踏まえても、上記執行担当職員の氏名を公にすることは、その例外とされる「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に当たるから、当該氏名は、法5条1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。また、同号ただし書ロ及びハに規定する情報に当た

ると認めるべき事情もない。

よって、上記部分に記載された担当職員名は、法5条1号前段に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 特定会社の代表者に係る生年月日及び年齢（法5条1号前段該当）

文書1-1の1頁（第1の5）には、特定会社の代表者の生年月日及び年齢が記載されている。

生年月日は、法5条1号に例示される個人に関する情報であり、年齢もまた、これと同様の情報といえる。

そして、法人の代表者に関する情報であっても、生年月日及び年齢については、登記等で公示される氏名とは異なり、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たると認めるべき事情はない。また、同号ただし書ロ及びハに規定する情報に当たると認めるべき事情もない。

よって、上記部分に記載された代表者の生年月日及び年齢は、法5条1号前段に規定する不開示情報に該当する。

(ウ) 消費者等の氏名その他の個人情報（法5条1号前段該当）

文書1-2の8頁（3（1）ア）から14頁まで、文書1-3の17頁（3（1）ア）から21頁まで、文書1-4の24頁（3（1）ア）から28頁まで、文書1-5の33頁（2（2）ア）から37頁まで、文書2-2の6頁、10頁及び13頁、文書2-3の22頁（第2の1）から24頁まで、文書2-4の28頁（第2の1）、30頁及び31頁には、本件対象文書に係る行政処分に当たり必要となる証拠関係の調査として供述録取に応じた消費者等の氏名、特定会社との取引関係その他の記述等であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されている。

そして、当該情報には、法5条1号ただし書イからハまでに規定する情報に当たると認めるべき事情もない。

よって、上記部分に記載された消費者等の氏名その他の個人情報は、法5条1号前段に規定する不開示情報に該当する。

(エ) 特定会社の取引関係に関する非公表情報（法5条2号該当）

a 法5条2号イの該当性について

文書1-3の17頁（第1）、文書1-4の23頁（第1）、文書1-5の31頁（第1）、文書2-1の1頁（第1の5、7）から3頁（第2の前まで）、文書2-3の22頁（第1）及び文書2-4の28頁（第1）には、特定会社の売上高、取引形態その他取引関係に関する一般には公表されていない情報

が記載されている（当審査会注：理由説明書中には、文書1-1の1頁（第1の6, 8, 10）から3頁まで及び文書1-2の7頁（第1）についても不開示部分であることを前提とする説明があるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、この記載部分は、開示部分につき、誤って理由説明書に不開示部分として記載したとのことである。）。

そして、当該情報は、特定会社のビジネスモデル、営業上のノウハウ、財務上の取引規模等の内容を含み、公にすることにより、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、上記不開示部分に記載された特定会社の取引関係に関する情報は、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する。

b 法5条2号ただし書の該当性について

これに対して、審査請求人は、上記不開示部分について、法5条2号ただし書の規定により、公にすべき旨主張する。

当該規定は、法5条「第一号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（56頁））。そして、「法5条2号ただし書に規定する情報は、それを開示することにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものであっても、それに優越する法益を保護する上で必要と認められる場合に限り、開示に伴う不利益を当該法人等に甘受させた上で、例外的にその開示を認めようとするものである。したがって、例外的な開示が認められるためには、その開示により人の生命、健康等の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合であって、法人等に不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情があることを要すると解すべきである。」（東京地裁平成19年1月26日判決・訟月55巻11号3235頁参照）。

これを本件についてみると、審査請求人は、独立行政法人国民生活センターが運営するP I O - N E Tに登録されている特定会社に関する消費者からの相談件数及び相談案件に係る契約金額を挙げ、2度の業務停止命令等を受けてもなお財産的な被害の広がりがあることを指摘するとともに、契約者が高齢者であ

る場合において高額な命金を失ったときには健康被害にも直結することを述べ、開示に伴う不利益を特定会社に甘受させても被害拡大を防ぐためには開示が必要である旨主張する。

しかしながら、上記 a の部分に記載された特定会社の取引関係に関する情報は、あくまでも預託法及び特商法の取引類型に従って特定会社の取引を図説したもの若しくは概要の説明文又は売上高などの取引規模を示す財務上の概要情報にすぎず、違法な取引を示すような内容又はそれに対する注意喚起を促すような内容ではない。

そうすると、当該情報を開示したとしても、審査請求人が主張するような財産的な被害を直接的に防ぐことにはつながらず、開示に伴う不利益を特定会社に強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情があるとはいえないから、当該情報は、法 5 条 2 号ただし書に規定する情報には当たらない。

c 結論

よって、上記 a の部分に記載された特定会社の取引関係に関する情報は、法 5 条 2 号イに規定する不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書の規定する情報には該当しない。

(オ) 特定会社の苦情、処分等に関する非公表情報（法 5 条 2 号該当）

文書 1-1 の 4 頁（第 2 を除く。）、文書 1-2 の 7 頁（第 2）から 14 頁まで、文書 1-3 の 17 頁（第 2）から 21 頁まで、文書 1-4 の 23 頁（第 2）から 28 頁まで、文書 1-5 の 31 頁（第 2）から 37 頁まで、文書 2-1 の 3 頁（第 3 及び第 4）、文書 2-2 の 5 頁（第 2）から 17 頁（3 証拠関係の前）まで、文書 2-3 の 22 頁（第 2）から 25 頁（3 証拠関係の前）まで、文書 2-4 の 28 頁（第 2）から 31 頁までには、消費者からの苦情及び相談の状況、違反行為の概要その他の特定会社に関する一般には公表されていない情報が記載されている。

そして、当該情報は、消費者からの苦情及び相談に基づく個別の事情のほか、事実関係の不確定な内容等を含むものであり、公にすることにより、特定会社の信用を不当に低下させる等、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

また、このような不確定な個別の情報では、仮に当該情報を開示したとしても、審査請求人が主張するような財産的な被害を直接的に防ぐことが相当程度具体的に見込まれるとはいえず、そのような場合において開示に伴う不利益を特定会社に強いることは、上記（エ） b の論旨からも妥当ではないから、当該情報は、法 5 条 2 号ただし書に規定する情報には当たらない。

よって、上記部分に記載された特定会社の苦情等に関する情報は、法5条2号イに規定する不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書の規定する情報には該当しない。

(カ) 文書の日付（法5条6号柱書き及びイ該当）

本件対象文書の冒頭及び各頁のヘッダーには、その作成日が記載されている。

本件対象文書は行政処分の過程において作成されるものであり、その作成日は、事前の調査や立入検査の日程とも相まって、密行的に進める必要がある行政処分の準備過程及び段取りの一端を明らかにする情報である。そして、今後これを知った事業者は、事前の調査や立入検査の日程から、行政処分の可能性、日程その他の情報を察知することが可能となり、行政処分に至る日程に応じて資料等の隠ぺい又は改ざん、関係者に対する不当な圧迫又は干渉等を図るおそれがある。

そうすると、当該情報を公にすることは、将来にわたる同種の行政処分において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、上記部分に記載された文書の日付は、法5条6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当する。

(キ) 証拠関係の資料番号等（法5条6号柱書き及びイ該当）

本件対象文書の各箇所には、「[証○]（○は数字又は頁数）」という形式で、本件対象文書に係る行政処分に関する証拠関係の資料番号又は頁数が記載されている。

当該情報は、個別の証拠及び当該証拠から認定した事実関係の記載と相まって、行政処分における事実認定の手法を明らかにするものである。そして、今後これを知った事業者は、事実認定に使用される見込みのある証拠資料等を推知することが可能となり、その隠ぺい又は改ざんを図るおそれがある。

そうすると、当該情報を公にすることは、将来にわたる同種の行政処分において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、上記部分に記載された証拠関係の資料番号等は、法5条6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当する。

(ク) 本件対象文書に係る行政処分の各種情報（法5条6号柱書き及びイ該当）

文書1-1の2頁から5頁まで、文書1-2の7頁（第2）から

15頁まで、文書1-3の17頁(第2)から22頁まで、文書1-4の23頁(第2)から29頁まで、文書1-5の31頁(第2)から41頁まで、文書2-1の1頁(第1の6(2))から4頁、文書2-2の5頁(第2)から21頁まで、文書2-3の22頁(第2)から26頁まで、文書2-4の28頁(第2)から33頁までには、本件対象文書に係る行政処分の端緒、事前の調査及び立入検査の時期及び内容、証拠から認定した違反の内容その他執行に関する情報が記載されている。

当該情報は、本来、密行的に進める必要がある行政処分の準備過程における調査、証拠資料の収集及び違法事実の認定に関する着眼点及び手法、日程その他の執行のノウハウを明らかにする情報である。そして、今後これを知った事業者は、執行のノウハウを逆手に取り、違法不当な行為の端緒を察知されないよう手口の巧妙化を図るとともに、事実認定に使用する可能性のある証拠資料等の隠ぺい又は改ざん、執行の過程に応じた関係担当者に対する不当な圧迫又は干渉等を企むおそれがある。

そうすると、当該情報を公にすることは、将来にわたる同種の行政処分において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、審査請求人は、悪質性が伝えられずに被害が拡大し続けている状況下において、「公にすることにより、その手法が明らかになり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを理由とする不開示が適正なのか、検証を要する旨主張する。

確かに、法5条6号柱書きにいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、「事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。」(総務省行政管理局編「詳解情報公開法」(78頁))。また、「法5条6号が、同条1号ただし書口及び2号ただし書のように「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を明示的に不開示情報から除外していないことに鑑みると、同号にいう「おそれ」の有無を判断するに当たっては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるか否かについても勘案すべき考慮要素の一つであると解される。」(大阪地裁平成19年6月29日判決・判例タイムズ1260号186頁参照)。

そこでこれを本件についてみるに、上記部分に記載された本件対

象文書に係る行政処分の種類情報は、預託法及び特商法の技術的な情報が中心であり、また、その主要部分は当該処分後に消費者庁ウェブサイトで公表されているものである。そうすると、既に公表されている情報以上に細部の技術的な情報を開示したとしても、消費者の財産的な被害の拡大を直接的に防ぐことが相当程度具体的に見込まれるとはいえず、他方で、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが開示に伴うことは上記のとおりであるから、上記（４）ア（エ）の論旨に照らしても、公にすべきと評価するに足りるような事情があるとはいえない。

よって、上記部分に記載された本件対象文書に係る行政処分の各種情報は、法５条６号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当する。

イ 法１１条に規定する相当の部分の妥当性について

原処分は、上記（２）イ及びウのとおり、本件請求文書が著しく大量であり、不開示情報の精査その他開示のための事務処理に相当の時間を要し、仮に開示請求のあった日から６０日以内に本件請求文書の全てについて開示・不開示の決定を行うとすると、通常事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、法１１条の規定を適用した上で、本件開示請求から６０日以内に、同条に規定する「相当の部分」に当たるものとして本件対象文書を開示したものであるが、審査請求人の主張は、この「相当の部分」に当たるものとして、本件対象文書の分量は不十分である旨をいうものと解される。

ところで、同条にいう「相当の部分」とは、「開示請求を受けた行政機関の長が通常６０日以内に開示決定等を行うことができる分量」をいう（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（１０９頁））。

本件についてみると、本件請求文書は、関連する行政処分の調査が長期にわたったこともあり、当初その所在を含めて全量を把握し行政文書として特定するだけでも膨大な作業量を要するものであった。また、不開示情報の確認及び不開示部分の指定の作業は、本件開示請求文書の性質上、法執行の機微にわたる内容について専門的かつ慎重な判断を要するものであって、当該文書全般に共通する不開示部分の方針を策定するまでに通常の開示請求手続よりも多くの時間を要するものであった。さらに、事務処理態勢の点においても、本件開示請求に関わる職員は、他の執行事案に取り組みながら並行して本件開示請求の手続を進めなければならないという事情があった。

したがって、上記事情を総合的に考慮すると、本件対象文書は、処分庁において通常６０日以内に開示決定等を行うことができる分量といえる。

ウ 小活

以上のとおりであるから、法5条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除いて開示した原処分に違法又は不当な点はない。

また、法11条に規定する相当の部分に当たるものとして本件対象文書を開示した原処分に違法又は不当な点はない。

その他、原処分に違法又は不当な点はない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分は妥当であるとの答申を求める。

2 補充理由説明書

(1) 補充理由説明書の趣旨

本件審査請求に係る本件処分において提示した不開示部分、不開示理由及び根拠規定の一部について、本書面でその理由の説明を補充することにより、改めて本件処分は妥当であるとの答申を求める。

なお、略語は従前の例による。

(2) 本件処分に係る不開示理由の補充説明

ア 本件対象文書の概要等

本件対象文書は、特商法等に違反した事業者に対する特定日A付け及び特定日B付け行政処分に関して、消費者庁が作成した内部検討用の行政文書である。具体的には、上記行政処分の検討のため、事業者概要、事業者の取引形態、端緒情報、被害・苦情の受付状況、調査経緯、及び認定した違反行為の内容等の詳細が記載されている。

本件対象文書の記載内容からも明らかなおおり、本件対象文書には、具体的な行政処分の判断、検討のため、必要不可欠な情報が一体として記載されており、実際の行政処分の判断、検討に際して消費者庁内部で使用されるものであって、行政処分の対象となる事業者を含め、外部の第三者に提供されることは想定されていないものである。

イ 本件対象文書に係る不開示部分の根拠

(ア) 法5条6号イについて

- a 前記の本件対象文書の概要等に照らせば、本件対象文書は、平成29年8月25日付けの理由説明書（上記第3の1）の（4）ア（カ）ないし（ク）に記載したことに加え、その全体として、特商法等に基づく執行の手順、具体的な調査の内容等の情報が記載されており、そこに記載された情報は、特商法等に基づく執行の際の着眼点やノウハウを示すものであって、これらが公にされた場合、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えるおそれがあるなど、消費者庁における特商法等に係る

今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることは明らかである。なお、これと同趣旨の判断を行った答申例として、平成28年度（行情）答申第271号がある。

したがって、本件対象文書に係る不開示部分は、消費者庁における特商法等に係る今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある不可分一体の情報として、法5条6号イに該当する。

なお、本件対象文書のうち、一部の記載部分については、上記行政処分の実施に関する公表文書において公にされていることから、当該記載部分については上記おそれが認められないため、開示している。

- b また、本件対象文書については、上記のとおり、本来その全体が法5条6号イにより不開示とされ得るものであるものの、できる限り不開示部分を限定するため、同号にいう不開示情報を実質的に開示した結果とならない範囲内において、開示すべき範囲を決定している。そのため、本件処分においては、同号による不開示理由の説明よりも各個の部分に応じた不開示理由を記載した方が適切と判断される記載部分については、同号以外の不開示理由（例えば、同条1号本文前段又は2号イ）によって説明している箇所もある。その結果、その箇所においては、不開示理由として同条6号イを明記していないが、それは本件対象文書の不開示部分が全体として同号に基づくものであることを否定しているものではない。

イ 法5条2号イについて

本件処分に係る不開示部分のうち、法5条2号イを不開示理由としている部分に関し、本件処分後の事情であり、本件諮問に係る裁判に当たっては考慮することができない事情ではあるが、平成30年3月1日付け特定会社に対する破産手続開始決定（破産法30条）がなされたことから、念のため、以下のとおり、従前の主張に補足的な説明を行う。

- (ア) 開示請求時点において既に破産手続開始決定がなされ、清算手続中であった金融機関に関する検査報告書についてなされた全部不開示決定に係る答申例（平成14年度（行情）答申第411号）において、「金融検査の結果を部分的にせよ開示することは、金融機関の承継自体にも悪影響を及ぼす可能性がある場合はともかく、本件のように破綻金融機関についての承継手続が実質的に終了したと考

えて差し支えない場合には、破綻金融機関に関する情報のうち、承継金融機関に関する情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報は、これを開示すべきであると考え。他方、一般に、これら開示すべきである情報以外の部分については、取引先に関する情報及び上記の判断基準に照らしても承継金融機関に関する情報であるか否かがにわかに判別できない情報が含まれており、これらの情報は法5条2号イに該当すると認められる。」とし、承継金融機関や取引先に関する情報を示していると考え余地のない破綻金融機関に関する特定の情報については開示することが相当である旨判断している。

(イ) しかしながら、特定会社に対する破産手続開始決定は、本件処分から約8か月後になされたものであり、本件処分当時には、同社は現に事業を行っていたのであるから、本件は、この点において、上記答申例に係る事案とは前提を異にする。

(ウ) また、上記答申例は、当該金融機関について破産手続開始決定がなされたという事実自体から、法5条2号イ該当性に係る判断をしたものではなく、「破綻金融機関についての承継手続が実質的に終了したと考えて差し支えない場合」について、当該情報の性質を踏まえた上で、承継金融機関や取引先に関する情報を示していると考え余地のない破綻金融機関に関する特定の情報に限り開示することが相当である旨の判断を示したものである。

特定会社に対する破産手続は、平成30年3月1日午後5時に、破産手続開始決定がなされ、破産管財人によれば、破産債権者に対する破産手続開始に関する通知の発送は同年5月中旬頃からのことである。

破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することができる上（破産法36条）、破産管財人は、破産者が破産手続開始の時に所有する一切の財産（破産財団。同法34条1項）について、管理及び処分をする権利を有している（同法78条1項）。

すなわち、答申例の場合においては、「破綻金融機関についての承継手続が実質的に終了」している一方、特定会社の場合には、破産債権者への破産手続開始に関する通知の発送がようやく行われようとしているような状況下であって、破産手続開始から間がなく、また、破産管財人が破産者である特定会社の事業を継続することも、特定会社の営業を譲渡することも考えられるのであって、答申例のいう「承継手続が実質的に終了」している場合には当たらないというべきである。

特定会社の破産管財人がウェブサイトにおいて表明しているとおり、破産管財人は「最大限の財団の確保を期」し、それにより、破産債権者への配当を行い得るようにすることが期待されており、本件についていえば、特定会社の破産管財人の財団増殖行為が奏功することにより、特定会社の破産債権者である消費者らに対する配当可能性が高まるという関係にある。先述のとおり、破産管財人は、裁判所の許可を得て、特定会社の業務を継続したり、特定会社の営業を譲渡したりすることによって、破産財団の増殖を図るということが考えられる以上、破産財団の管理処分権を有する破産管財人について、法5条2号イにいう「正当な利益」が存在しており、公にすることによりこれが害されるというべきである。

(エ) この点に関しては、特定法人に係る法人税の確定申告書及び決算書の全部不開示決定を是認した答申例（平成25年度（行情）答申第412号）において、開示請求日より前に特定法人に対する破産開始決定がなされたものであっても、前記の破産法の規定等により、「特定法人が破産手続中であるとしても、特定法人の申告書を開示すれば、公にされていない特定法人の経営上の秘密等が明らかになり、特定法人又は特定法人の申告書に記載された取引先等（破産手続において債権者になりうる者）である法人若しくは個人の正当な利益を害するおそれがある。」との判断が示されているところであり、これによれば、開示決定等の後に破産手続開始決定がなされた本件においては、なおさら法5条2号イの該当性を否定することはできないといえることができる。

(オ) 上記のとおり、平成14年度（行情）答申第411号における上記判断の射程は、事案を異にする本件に直ちに及ぶものではないといえるべきである。同答申例と同様の判断をしている平成14年度（行情）答申第440号における判断の射程も同様である。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分に係る不開示理由の説明を補充した上で、本件処分時における諮問庁の判断に違法又は不当な点は存しないことから、本件審査請求は理由がなく、本件処分は妥当であるとの答申を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書及び資料を收受

⑤ 同年10月31日	本件対象文書の見分及び審議
⑥ 同年12月12日	審議
⑦ 平成30年2月2日	審議
⑧ 同年3月6日	審議
⑨ 同年4月23日	審議
⑩ 同年6月4日	審議
⑪ 同年7月3日	諮問庁から補充理由説明書を收受
⑫ 同年8月6日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、本件請求文書のうちの相当の部分として、本件対象文書を特定し、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件対象文書は、いずれも、消費者庁が特定会社に対して行った行政処分（特定会社が行った預託法等に違反する行為に対する取引等の一部停止命令等。以下、この項において同じ。）に係る消費者庁内部の検討文書であるところ、そのうち、文書1-1ないし文書1-5の5文書については、特定日Aに行われた行政処分に係るものであり、文書2-1ないし文書2-4の4文書については、特定日Bに行われた行政処分（以下、特定日Aに行われた行政処分と併せて「本件行政処分」という。）に係るものであって、本件行政処分の検討に係る事業者概要、事業者の取引形態、端緒情報、被害・苦情の受付状況、調査経緯、認定した違反行為の内容等の情報が、全体にわたり具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

イ そして、諮問庁は、本件不開示部分は、上記アの記載内容のうち、消費者庁が、本件行政処分に関し、そのウェブサイトにおいて公表した内容を除いた部分であるが、これらは全体として、本来、密行的に進める必要がある行政処分の準備過程における調査、証拠資料の収集及び違法事実の認定に関する着眼点及び手法、日程その他の執行のノウハウを明らかにする情報であり、これらの情報については、実際の行政処分の判断、検討に際して消費者庁内部で使用されるものであって、行政処分の対象となる事業者を含め、外部の第三者に提供されることは想定されて

いない旨説明するところ、当審査会において消費者庁のウェブサイト（本件行政処分に関するもの）を確認した結果も併せて検討すると、上記の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ そこで、上記イの本件不開示部分の記載内容に照らして検討すると、上記イの情報を公にした場合、本件対象文書と同様の行政文書を複数取得することを繰り返すなどの方法により、消費者庁が、いつ、いかなる事実に着目して調査を開始しているのか、又は調査しないと判断しているのか等の預託法等に基づく執行上の着眼点若しくは判断内容が判明してしまうおそれがあると認められる。

そうすると、上記の情報を公にした場合、今後消費者庁が行う預託法等の違反事件の調査に当たって、事業者が、行政処分を回避するため、問題となり得る取引行為に係る証拠書類を破棄・隠匿したり、虚偽の説明をしたりするなどといった隠ぺい工作を行うおそれがあることは否定し難いところであるから、違反事実の発覚を免れようとする者に、そのための対策を講じる余地を与えるおそれがあるなど、消費者庁における預託法等に係る今後の事件調査において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

したがって、本件不開示部分を公にすると、消費者庁における今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 1（本件請求文書）

平成 25 年 7 月 19 日付け特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令改正後，平成 29 年 4 月 25 日付け開示請求日までの間において，消費者庁が特定会社に対して行った行政処分（特定日 A 付け及び特定日 B 付け）に関し，消費者庁が作成した同行政処分に係る事実関係が分かる行政文書（予備調査報告書，事実調査報告書，立入検査報告書（ただし，事業者から入手した物件は除く。），事件処理報告書，長官・審議官課長レク議事録等）。ただし，公表されているものは除く。

別紙 2 (本件対象文書)

1 特定日 A の処分に関する一連の行政文書

文書 1 - 1 特定会社に対する行政処分について

文書 1 - 2 I 「訪問販売（商品売買契約）」

文書 1 - 3 II 「訪問販売（役務の提供契約）：レンタルユーザー契約」

文書 1 - 4 III 「連鎖販売取引」

文書 1 - 5 IV 「預託等取引契約：上代預託契約及びレンタルオーナー預託契約」

2 特定日 B の処分に関する一連の行政文書

文書 2 - 1 特定会社に対する行政処分について

文書 2 - 2 I 「預託等取引契約：上代預託契約及びレンタルオーナー預託契約」

文書 2 - 3 II 「訪問販売（商品売買契約）」

文書 2 - 4 III 「連鎖販売取引」